

全国国立病院機構臨床工学技士協議会定款

第1章 総則

第1条 名称

本会は、全国国立病院機構臨床工学技士協議会と称する。

第2条 所在地

本会は、事務局長所属施設に事務局を置き、理事会の決議により、必要な地に従たる事務局を設置することができる。

第3条 目的

本会は、国立病院機構施設および国立ハンセン病療養所・ナショナルセンターに勤務する臨床工学技士の、技術と関連する知識や地位の向上をはかり、厚生労働省の国立医療機関の一員として国民医療に貢献することを目的とする。

第4条 事業内容

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究発表会、学術講演会の開催
2. 内外関係団体との連帯交流
3. 臨床工学技士の職業倫理の高揚
4. 臨床工学技士の資質および教育の向上
5. その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

第5条 会員の構成

本会の会員は、国立病院機構施設および国立ハンセン病療養所・ナショナルセンターに勤務する臨床工学技士、且つ本会の目的に賛同する者で構成される。

第6条 会員の権利

会員は次の権利を有する。

1. 総会に出席し議決する権利を有する。
2. 役員になる権利を有する。
3. その他、本会の事業に参加する権利を有する。

第7条 会費について

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 入会について

本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書、および該当年度の年会費を本会に提出し、事務局の入会登録が完了した日を入会日とする。

第9条 退会について

1. 会員は、所定の退会届を会長に提出することにより退会することができる。
2. 本会会員は、次の各号に該当する場合は退会した者とみなす。
 - (1)会員の死亡、または本会を解散した時
 - (2)臨床工学技士免許を失ったとき
 - (3)正当な理由無くして会費を2年以上滞納した時
 - (4)本会より除名された時
3. 会員が、本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に違背する行為があった場合は、総会において3分の2以上の決議に基

づき除名することができる。この場合は、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第10条 拠出金の不返還

既納の年会費およびその他の拠出金品は返納しない。

第3章 理事

第11条 理事の選任

理事は、全国国立病院機構臨床工学技士協議会正会員より選出する。

第12条 理事の構成および定数

理事会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 事務局長 1名
4. 会計担当理事 2名
5. 理事 別途定める支部より選出
6. 監事 2名以内
7. 顧問 若干名

第13条 支部について

1. 全国を下記7支部に分割し、各支部より2名以上3名以内で理事を選出することができる。

【各支部名称】

- (1) 北海道支部……北海道
- (2) 東北支部……青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
- (3) 関東信越支部……茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県
- (4) 東海北陸支部……石川県・富山県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
- (5) 近畿支部……福井県・滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山县
- (6) 中国四国支部……鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・徳島県・高知県
- (7) 九州支部……福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

2. 上記7支部を再編成する場合は、総会において2分の1以上の決議に基づき行わなければならない。

3. 支部交付金については、支部運営規約に定める。

第14条 役員の選任

1. 会長は選出された理事の中から互選し、総会において報告する。
2. 副会長・事務局長は理事会で互選し、会長が委嘱する。
3. 理事は、別に定める規定により会員の中から選任される。
4. 会計担当理事は、理事の中から選任し、会長が委嘱する。
5. 監事は、会員の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。
6. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
7. 顧問は別に定める。

第15条 役員・理事の職務、任期、解任および顧問について

1. 役員・理事の職務

- 1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し会長が職務遂行を出来ない場合、会長があらかじめ指名した順序でその職務を代行する。
- 3) 事務局長は、事務局を統括し、会務を処理する。

- 4) 理事は、会務を分掌し執行する。
 - 5) 会計担当理事は、本会の経理を掌る。
 - 6) 監事は、会計ならびに会務状況を監査し不正事実があった場合は、これを総会に報告する。
2. 役員・理事の任期
- 1) 役員・理事の任期は 2 年とし、総会終了までとする。ただし、再選は妨げない。
 - 2) 補欠または増員により選任された役員・理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3) 役員・理事は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。
3. 役員・理事の解任
- 役員・理事が役員・理事としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により解任することができる。ただし、その役員・理事に対し総会の前に弁明の機会を与えなければならない。
4. 顧問について
- 1) 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 2) 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
 - 3) 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
 - 4) 顧問は、理事会の決議で解任することができる。

第4章 会議

第16条 会議の種別

本会は次の会議をおく。

1. 総会（通常総会および臨時総会）
2. 理事会

第17条 総会

1. 構成

総会は、本会の最高議決機関であって会員をもって構成する。

2. 権限

総会は、次の事項を審議し議決する。

- 1) 事業計画の決定および事業報告の承認
- 2) 収支予算の決定および収支決算の承認
- 3) 定款の改正
- 4) 本会の解散に関する事項
- 5) その他会の運営に関する事項

3. 開催・召集

1) 開催

- (1) 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- (2) 臨時総会は正会員の 5 分の 2 以上または、理事会から請求があったときに開催し、電磁的方法も議決とみなす。
- (3) 感染症および災害発生等、出席を伴う総会の開催について会長の判断により WEB 開催または書面表決を開催とみなすことができる。

2) 召集

- (1) 総会は会長が召集する。
- (2) 総会を招集する場合は、会員に対して会議の目的事項、日時および場所を掲載した書面、または電磁的方法をもって、少なくとも開催日 14 日前までに通知しなければならない。

4. 議長・定足数

1)議長

通常総会の議長は、会長が総会出席者より任命する。但し、臨時総会の議長は会長とする。

2)定足数

総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状提出者は総会出席者とみなす。

5. 議決・書面評決

1)議決

総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2)書面評決

やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面、または電磁的方法をもって評決することができる。

6. 議事録

1)総會議事録の作成については、下記事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)会員の現在数

(3)会議出席会員数(書面評決者および評決委任者を含む)

(4)議決事項

(5)議事の経過と概要および発言者の発言要旨

(6)議事録署名人の直筆署名および捺印

議事録には、議長ならびに出席した会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印を行わなければならない。

2)総會議事録の作成は事務局にて行う。また、議事録署名人の署名捺印がなされた議事録原本の保管は、事務局にて行う。

第18条 理事会

1. 構成

理事会は、第3章第12条の役員・理事および顧問をもって構成する。

2. 権限

1)理事会は、次の事項を審議し議決する。

(1)総会および理事会の議決事項の執行に関する事項

(2)総会および理事会の招集およびこれに付議すべき事項

(3)役員、委員会の選定、および解職

(4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2)理事会は、次の権限を有する。

総会から総会までの期間における早急事項に関する議決権を有する。

3. 開催・召集

理事会は、会長が召集し年1回以上開催する。感染症および災害発生等、出席を伴う理事会の開催について会長の判断によりWEB開催または書面表決を開催とみなすことができる。

また、次の要請があった場合は、理事会を開催することができる。

(1)会長が、臨時理事会の開催を必要とした場合

(2)理事会より開催要請があり、理事会の2分の1以上から開催についての承諾が得られた場合

4. 議長・定足数

理事会は、2分の1以上の出席をもって成立し、議長は会長をもって充てる。

ただし、必要に応じ会長が別に議長を任命することができる。

第19条 議決・欠席評決・書面評決

1. 議決

議事は、出席者の2分の1以上の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2. 欠席者の評決

理事会に出席できない場合は、予め書面、または、電磁的方法をもって議長に評決を委任することができる。

また、議決権を行使する場合は理事会に出席したものとみなす。

第20条 議事録

1) 会議議事録の作成については、下記事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 参加理事名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過と概要および発言者の発言要旨

(5) 議事録署名人の直筆署名および捺印

議事録には、議長ならびに出席した理事の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印を行わなければならない。

2) 会議議事録の作成は、事務局とする。また、議事録署名人の署名捺印がなされた議事録原本の保管は、事務局にて行う。

第5章 資産および会計

第21条 資産

1. 本会の資産は、次にあげるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 資産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他収入

2. 資産管理について

本会の資産は事務局が管理し、その方法は理事会および総会の決議により定める。

3. 経費

本会の目的を達成するための経費は、資産をもって充てる。

4. 予算・決算

本会の予算、決算は理事会および会計が作成し、総会の承認により定める。

収支決算は、年度終了後3カ月以内に収支決算書・貸借対照表および財産目録とともに監事の監査を経て、理事会および総会の承認を得なければならない。

5. 余剰金

年度末において余剰金が生じた場合、総会の議決を経て、この全部または一部を翌年度に繰越し、又は積立金として積立てるものとする。

第22条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第6章 解散

第23条 本会の解散

1. 本会の解散は理事会、総会において、夫々4分の3以上の議決を受けなければならない。
2. 本会の解散に伴う残余資産は、総会の決議によって用途を決定する。

第7章 事務局

第24条 事務局

1. 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
2. 事務局には、事務局長および会計担当理事をおく。
3. 事務局長および会計担当理事の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
4. 事務局長および会計担当理事は、理事をもって充てることができる。
5. 前各項目に定めるものほか、事務局に関する事項は別途定める。

第8章 その他

第25条 定款、規約の改定

本会の定款、規約を改定するにあたっては、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第26条 規程の改定

本会の規程を改定するにあたっては、理事会の承認を得なければならない。

付則

平成25年2月23日施行

平成26年4月26日一部改定

平成27年4月26日一部改定

平成28年4月17日一部改定

平成30年5月13日一部改定

令和1年5月12日一部改定

令和3年5月8日一部改定

令和4年5月22日一部改定

理事の選出規約

- 第1条 理事の選任は通常選挙と補欠選挙により、定款第3章およびこの規約によって行う。
- 第2条 選挙権および被選挙権を有する者は、会費を完納している会員に限る。
- 第3条 理事を選任するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。
- 第4条 選挙管理委員会構成員は、会員の中より選出し、委員長は互選する。但し、その選挙の候補者、その選挙の候補と同施設に勤務するものは選挙管理委員にはなれない。
- 第5条 選挙管理委員会は、次の構成とする。
1. 選挙管理委員会は委員長1名と委員若干名より構成する。
 2. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から前会期会長が任命する。
- 第6条 選挙管理委員会は、電磁的方法を主として次の業務を遂行する。
1. 選挙の告示
 2. 理事候補者届けの受理、資格審査、候補者の公示
 3. 投票および開票の管理と当選の確認
 4. 総会への選挙結果の報告
- 第7条 選挙管理委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合は選挙管理委員長が会員より任命し補充する。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 選挙管理委員長ならびに委員の職務は、次の事項とする。
1. 委員長は選挙管理委員会を代表し、選挙に関する業務を統括する。
 2. 委員は選挙管理委員会の業務を執行する。
- 第9条 候補者は、立候補または推薦とし、別紙書式により選挙管理委員会に届けなければならない。ただし、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。
- 第10条 公示は、少なくとも選挙の30日前以上前とする。
- 第11条 立候補、推薦候補の届出期間は、選挙の公示後30日間とする。
- 第12条 投票は郵便投票および電磁的方法を有効とする。
- 第13条 選挙管理委員会は選挙に関する書類を選挙の7日前までに会員に送付する。
- 第14条 選挙は候補者について無記名投票により行い連記制とする。
- 第15条 選挙の投票は選挙管理委員会から送付された投票用紙により行い、選挙の期日までに選挙管理委員会に郵便および電磁的方法にて送付する。選挙管理委員会への送付については、各施設取りまとめて送付する。
- 第16条 理事選出について、原則理事不在支部が生じないよう下記の手順にて実施する。
1. 全国を7つの支部に分割し、理事定数を下記のように定める。

北海道支部	…	…	2名以上3名以内
東北支部	…	…	2名以上3名以内
関東信越支部	…	…	2名以上3名以内
東海北陸支部	…	…	2名以上3名以内
近畿支部	…	…	2名以上3名以内
中四国支部	…	…	2名以上3名以内
九州支部	…	…	2名以上3名以内
			理事合計 14名以上21名以内
 2. 候補者の管理および選挙の実施は、選挙管理委員会にて行う。
 3. 立候補および推薦の届出期限後、選挙管理委員会は全ての候補者および推薦者を、候補者および推薦者が所属する支部毎に分類し、下記の方法で理事を選出する。

- 1) 候補者および推薦者が所属する支部からの候補者数および推薦者が3名以内の支部の場合、候補者および推薦者を、無投票当選とする。
- 2) 立候補者が所属する支部からの立候補者数が4名以上の場合
 - (1) 該当する支部内の会員(候補者含む)にて投票を行う。
 - (2) 投票権は該当する支部の会員のみとし、他の支部に所属する会員に投票権はない。
 - (3) 選挙の実施については、選挙管理委員会で運営・管理を行い、投票方法は連記制とする。
 - (4) 選挙の結果、上位3名を当選者とする。
4. 3-2)にて理事選挙が生じた場合、選挙管理委員会は全会員に選挙の実施を公示する。
5. 選出された理事を、選挙管理委員会は全会員に公示する。
6. 選出された理事によって理事会を開催し、理事会内で役職を決定する。
7. 理事会内の役職については、第3章第12条に基づく。

第17条 理事に欠員が生じた場合、理事会の承認を得て、補欠選挙を行うことができる。

第18条 選挙の結果は14日以内に正会員に報告しなければならない。

第19条 選挙に関する異議は当選の確認後14日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。

第20条 この規定の変更は、総会の議決を経なければならない。

付則

平成25年2月23日施行

平成30年5月13日一部改定

令和1年5月12日一部改定

令和3年5月8日一部改定

総会運営規約

第1条 全国国立病院機構臨床工学技士協議会の総会運営は、定款第4章第17条およびこの規約の定めるところによる。

第2条 司会者は会長が理事より1名任命し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

第3条 司会者は、仮議長となつて総会出席者の中から議長を1名選任する。

第4条 書記および議事録作成は、事務局にて行う。

第5条

1. やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、所定の委任状をもって議長に委任することができる。ただし、委任状には議決権は認めないものとする。
2. 前項の規定により委任状提出会員は会議に出席したものとみなす。
3. 委任状は、会議前までに事務局に提出しなければならない。

第6条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

第7条 議長は、この規定に違反し、注意に従わない者を、発言の停止あるいは退場させることができる。

第8条 事務局は、議事録を総会終了1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

第9条 議長は案件を議題にするときは、その旨を宣言する。

第10条

1. 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。
2. 議長から指名を受けたときには、発言に先立ち所属、氏名を明確にしなければならない。

第11条 議決を行うときは、議長はその表決に対する議案を宣言しなければならない。

第12条 議決の順序は、議長がこれを決め、修正案より先に採決する。

第13条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第14条 議決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手
- (2) 举手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票
- (5) 書面評決および電磁的方法

第15条 採決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

第16条 傍聴者は、定められた場所において傍聴する。

付則

平成 25 年 2 月 23 日施行

平成 30 年 5 月 13 日一部改定

令和 3 年 5 月 8 日一部改定

令和 4 年 5 月 22 日一部改定

会費規程

第1条

1. 定款第2章第2条による会費は次のとおりとする。
会費は年額 5,000 円とする。
2. 会費は、事務局へ納入する。
3. 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならない。

第2条 会費の納入期は、次のとおりとする。

- (1) 入会者は、入会手続きと同時にその年度の会費を納入するものとする。
- (2) 会員は年度内に該当年度の会費を納入するものとする。

付則

平成 25 年 2 月 23 日施行

平成 26 年 4 月 26 日一部改定

平成 30 年 5 月 13 日一部改定

事務局規程

第1条 この規程は、本会の事務を円滑に処理することを目的としている。

第2条

1. 会計担当理事は会計責任者とする。
2. 会計責任者は、会計の出納に関し、その一部について候補者を命じて行わせることができる。

第3条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

1. 定款
2. 会員名簿および会員の異動に関する書類

3. 理事、監事の名簿
4. 許可、認可等に関する書類
5. 定款に定める期間の議事に関する書類
6. 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
7. 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
8. その他必要な帳簿および書類

第4条 前条の帳簿および会計に関わる書類等の保存は 10 年とする。

第5条 この規程で定められていない必要事項は、理事会の議決によるものとする。

付則

平成 25 年 2 月 23 日施行

平成 30 年 5 月 13 日一部改定

令和 4 年 5 月 22 日一部改定

旅費規程

第1条 会長は、会務のため会員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

1. 汽車賃は普通旅客運賃および付随する特急料金を支給する。なお、座席指定料金を含む。
2. 宿泊料は実費を支給し、上限を 1 泊 10,000 円とする。
3. 会長判断により、出張距離によっては航空機の使用を許可する。

第3条 宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊料を支給しない。

第4条 宿泊料は、朝食、サービス料及び税金を含む。

第5条 日帰り出張は、交通費の実費のみを支給する。

第6条 本会以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会より支給はしない。

第7条 理事会の開催にあたっての出張は、主たる交通機関の交通費を全額実費支給とする。宿泊費は出張に準ずる。

ただし、国立病院総合医学会、全国国立病院機構臨床工学技士協議会学術大会の会期に合わせて開催された場合は支給しない。

第8条 国外出張の場合は理事会の決定による。

付 則

平成 27 年 4 月 26 日施行

平成 30 年 5 月 13 日一部改定

令和 4 年 5 月 22 日一部改定

講師謝礼規程

第1条 この規程は、学術大会、研修等により講師を依頼した場合の謝礼について定める。

第2条 謝礼の種類は、次のとおりとする。

1. 講師料

2. 交通費

3. 宿泊費

第3条 謝礼の金額は、次のとおりとする。

1. 講師料

原則として、下記の2種とする。

医師およびそれに準ずる職種 20,000円（60分未満）、30,000円（60分以上）

臨床工学技士および他職種 10,000円（60分未満）、20,000円（60分以上）

講師料の適用対象については、会長が諸事情を勘案し決めるものとする。また、諸事情により上記金額および適応対象の変更が必要と判断された場合には、理事会にて承認を得て変更すること。

2. 交通費

交通費は原則実費支給とする。

3. 宿泊費

宿泊費は原則実費支給とする。ただし、1泊上限を10,000円とする。

第4条 謝礼の支出は、各事業予算より支出するものとする。

付 則

平成27年4月26日施行

支部運営規約

第1条 総則

全国国立病院機構臨床工学技士協議会（以下「本会」という）定款第13条に基づき、支部を設置し、運営に必要な事項は本規則の定めるところによる。

第2条 名称

各支部の名称は下記の様に称する。

- (1) 全国国立病院機構臨床工学技士協議会北海道支部
- (2) 全国国立病院機構臨床工学技士協議会東北支部
- (3) 全国国立病院機構臨床工学技士協議会関東信越支部
- (4) 全国国立病院機構臨床工学技士協議会東海北陸支部
- (5) 全国国立病院機構臨床工学技士協議会近畿支部
- (6) 全国国立病院機構臨床工学技士協議会中国四国支部
- (7) 全国国立病院機構臨床工学技士協議会九州支部

第3条 所在地

各支部は、支部事務局長所属施設に支部事務局を置く。

第4条 目的

各支部は定款第1章第3条に則り、技術と関連する知識の向上およびグループ内の会員相互の緊密な協力により地位の向上に努め、本会の方針に則り、連絡調整を図ることを目的とする。

第5条 事業内容

各支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行うことに努める。ただし、事業計画、予算案は全国協議会理事会で承認を得る必要がある。

- (1) 研究発表会、学術講演会の開催
- (2) 内外関係団体との連帯交流

- (3) 臨床工学技士の職業倫理の高揚
- (4) 臨床工学技士の資質および教育の向上
- (5) その他、支部の目的を達成するために必要な事業

第6条 支部会員

各支部に所属する会員（以下「支部会員」という）は、以下のとおりとする。

- 1. 全国国立病院機構臨床工学技士協議会会員であること。
- 2. 支部会員は、次の権利を有する。
 - (1) 支部総会に出席し、議決する権利を有する。
 - (2) 支部理事および支部監事になる権利を有する。
 - (3) その他、支部事業に参加する権利を有する。

第7条 入会および退会

- 1. 支部入会を希望する者は、本会入会手続きを行うことにより自動的に支部会員として登録される。
- 2. 支部退会を希望する者は、本会退会手続きを行うことにより自動的に登録を抹消される。また、定款第2章 第9条の条件を満たした場合にも退会したものとみなす。

第8条 支部年会費

本会の下部組織であるため、支部の年会費は徴収しない。

第9条 支部理事会および支部理事選出

- 1. 支部には支部理事会を設置することができる。
- 2. 支部理事は、該当支部の支部会員より選出し、支部長と支部事務局長は本会理事とする。
- 3. 支部理事会に、次の役員を置く。
 - (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 1名以上 3名以内
 - (3) 支部事務局長 1名
 - (4) 支部会計 1名
 - (5) 支部理事 3名以内
 - (6) 支部監事 1名以上
- 4. 支部理事の選出方法については、支部会員の中から支部長が委嘱する。
- 5. 支部理事会内の役員選任については、下記のごとく執り行う。
 - (1) 副支部長は、支部理事会で互選し支部長が委嘱する。
 - (2) 支部会計は、支部理事会で互選し支部長が委嘱し、支部事務局長との兼務も可能とする。
 - (3) 監事は、支部会員の中から支部理事会で選出し支部長が委嘱する。
 - (4) 支部理事および支部監事は、相互に兼ねることができない。
- 6. 支部理事の選出結果については、支部長が本会会長および本会事務局長に報告する。

第10条 支部理事会役員・理事の職務、任期、解任

- 1. 役員・理事の職務
 - (1) 支部長は、支部を代表して会務を統括する。
 - (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長が職務遂行をできない場合、支部長があらかじめ指示した順序での職務を代行する。
 - (3) 支部事務局長は、支部事務局を統括し、会務を処理する。
 - (4) 支部会計は、支部の経理を掌る。
 - (5) 支部理事は、会務を分掌し施行する。
 - (6) 支部監事は、会計ならびに会務状況を監査し、不正事実があった場合はこれを支部総会に報告する。

2. 役員・理事の任期

- (1) 役員・理事の任期は2年とし、支部総会終結までとする。ただし、再選は妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 役員・理事は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならぬ。

3. 役員・理事の解任

役員・理事としてふさわしくない行為があった時は、支部総会の決議により解任することができる。ただし、その役員・理事に対し支部総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

第11条 会議

1. 各支部は、次の会議をおく。

- (1) 支部総会
- (2) 支部理事会

2. 支部総会

- (1) 支部総会は、支部の最高決議機関であって、支部会員をもって構成する。
- (2) 支部総会の権限、開催・召集、議長・定足数、議決、書面評決および議事録については、定款第4章第17条に準ずる。
- (3) 議事録については、支部事務局長より議事録の写しを書面もしくは電磁的方法にて本会理事会に報告する。

3. 支部理事会

- (1) 支部理事会は、支部運営規程第9条第3項に則り、支部長、副支部長、支部事務局長、支部会計、支部理事、支部監事をもって構成する。
- (2) 支部理事会の権限、開催・召集、議決・欠席評決・書面評決および議事録については、定款第4章第18条に準ずる。
- (3) 議事録については、支部事務局長より議事録の写しを書面にて本会理事会に報告する。

第12条 会計年度

支部の会計年度は、本会と同じく毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 支部資産および会計

1. 支部の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 支部交付金

支部会員1名あたり2,000円を交付し、前年度3月1日時点での各支部会員数に応じて当該年度の4月中に各支部へ支給する。

(2) 資産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他収入

2. 支部の資産は、支部会計が管理し、その方法は支部理事会の決議を経て、支部長が別に定める。

3. 支部の事業遂行に要する経費は、支部資産をもって支弁する。

4. 支部の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに支部理事会の決議を経て、支部総会にて決議する。また、決定された予算案は各支部より本会理事会に報告する。

5. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

6. 支部の資産は、当該年度末に剩余金20万円を上限として繰り越すことができる。超過分は翌年4月中に本会へ返納する。

第14条 解散

支部の解散は、定款第6章に従い本会解散に合わせて解散する。支部解散に伴う支部残余資産は、支部総会の

決議によって用途を決定する。

付 則

平成 28 年 4 月 17 日施行

平成 30 年 5 月 13 日一部改定

令和 1 年 5 月 12 日一部改定

令和 3 年 5 月 8 日一部改定

令和 4 年 5 月 22 日一部改定

表彰規程

第 1 条 この規程は、全国国立病院機構臨床工学技士協議会協議会（以下「本会」という）が行う表彰及びその手続きを定めることを目的とする。

第 2 条

1. 表彰は、次の個人もしくは団体について会長が表彰に値すると認めた者へ行う。
 - (1) 本会活動への貢献が著しいと認められた者もしくは団体。
 - (2) 臨床工学技士業務および研究において見本となる業績を示した者もしくは団体。
2. 表彰を受ける者もしくは団体（以下表彰者）は、協議会会員に限定しない。

第 3 条

1. 表彰者の推薦は会員が行う。
2. 会員は、第 2 条に該当する者を理事もしくは支部理事へ推薦することができる。
3. 支部理事は、会員より推薦された者を理事へ報告しなければならない。
4. 理事は、会員より推薦された者もしくは支部理事から報告があり第 2 条に該当する者を会長へ報告しなければならない。

第 4 条

1. 表彰者の選考は理事会にて行い、会長が決定する。
2. 表彰の審議は過半数の理事が出席した理事会において行う。
3. 表彰の決定は、理事会で審議した結果を基に会長が行う。

第 5 条

1. 表彰は、表彰状ならびに副賞を贈る。
2. 表彰の副賞として 10,000 円相当の商品券（もしくはギフトカード）をあわせて贈ることとする。

第 6 条

1. 表彰状の授与は原則として協議会学術大会定期総会時に行う。
2. 協議会総会への出席が困難な表彰者へは、国立病院総合医学会会期中、または支部長が会長代理のうえ表彰することができる。
3. 表彰式出席のための旅費は、旅費規程に準じ、本会が負担できる。

第 7 条

1. 表彰者の紹介を会誌に掲載する。
2. 表彰者の所属施設、氏名、役職、表彰対象業績内容、表彰者コメントを写真を添えて表彰日後発行の協議会誌にて紹介する。

付 則

平成 29 年 5 月 28 日施行

令和 4 年 5 月 22 日一部改定